

4 訂版はしがき

2020年9月に初版を発行し、今回で4回目の改訂を行うこととなりました。処遇改善等加算の制度、育児介護休業法、児童福祉法といった法制度はこの5年で複数に及ぶ改正が行われ、また、こども家庭庁の創設やこども基本法の成立によってこの国の「こども」を取り巻く環境が大きく変化しています。

< 4訂版発刊の背景とポイント >

1. 処遇改善等加算の一本化

今回、最も大きく手を加えた部分です。これまで、全国各地の保育所等から処遇改善等加算に関するご相談を受けてきましたが、現場も行政側もその事務負担の大きさや複雑さに疲弊しており、解釈の違いによって現場の保育者の賃金改善に差が生じるような事案も多く目にしてきました。

2024年の12月に一本化の概要が示され、事務負担の軽減に配慮がなされたといえますが、処遇改善の目的は変わっていません。手続きの簡略化を図りつつ、納得感のある賃金制度に落とし込むにはどのような点に留意すればよいのか、社会保険労務士の視点で具体的に解説を加えています。また、これらの理由からあえて一本化前の処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの解説を残しています。一本化前の制度を理解したうえで施設ごとに賃金改善の在り方について考えていただければと思います。

2. 不適切保育に一斉退職…職場環境が保育に与える影響の深刻さ

保育士が不適切保育によって逮捕される、保育者が一斉に退職して、園児の受入れができなくなり、保護者が途方に暮れる…という心苦しい事件・報道が世の中全体を不安にさせています。保育者個人の職業倫理や資質の問題として捉えることもできますが、職場環境に起因する問題も非常に多くあるようです。労働時間管理、ハラスメントのな

い職場づくり、心身の休息の確保やストレスチェック等、管理者が正しい知識を得たうえで誠実な運営を心掛けていくことこそ、職員の安心と保育の質向上につながります。

3. 深刻な少子化と運営の不安

出生数は予測を大きく下回り、私たちの想像を超える深刻な少子化時代に突入し、定員を大幅に下回る保育・幼児教育施設が増えてきています。委託費は園児数に基づいて決定されますので、少子化は園運営にも大きく影響します。さらに問題なのは、子どもの数が減ったことで公定価格上の配置人数を上回る職員がいるにもかかわらず、仕事の負担が軽減したと感じる保育者は少なく、公定価格の引上げが行われても、園児数が減ることで職員の給与を引き下げなければならないような状況に陥ってしまうことです。これらは事業者にとっても非常に難しい課題といえます。制度を変えることはできませんが、せめて職員のモチベーションを維持・向上するための法人内のしくみについて考える必要があるといえるでしょう。

保育は「人」で成り立っています。質の高い保育の実現のためには保育者を大切に、保育者が働きがいと働きやすさを感じられる職場をつくるのが第一歩です。子どもたちの健やかな育ちと子どもの面白さを心から楽しめる大人たちが1人でも増えることを願い、この本を届けていきたいと思っています。

以下、各章の内容とポイントについてご紹介します。

第1章 保育者を取りまく環境の変化

- ✓こども未来戦略が保育分野に与える影響は？
- ✓子育て支援の多様化・多機能化で子育て環境や保育者の働き方はどう変わる？
- ✓経営状況の見える化は園運営にどのような影響を与える？

第2章 保育の現場における労務管理上の問題点と解決策

- ✓保育現場ではどんな問題が起きている？
- ✓正しい対応とリスクへの備えは？

第3章 処遇改善等加算の基本と実務

- ✓処遇改善等加算一本化へ。制度のしくみ、運用方法について
- ✓園児減少への不安。処遇改善等加算の運用はどう考えていけばよい？

第4章 保育園・認定こども園のキャリアパスと賃金・評価制度

- ✓保育園・認定こども園のキャリアパスの指針は？
- ✓評価と賃金制度はどうやって整備すればよい？

第5章 働きやすい職場づくりを実現するためのルールづくり

- ✓働き方の変化を正しい労務管理に落とし込むには？
- ✓保育園や認定こども園の労務管理を整えていくために、何をすればよいの？

第6章 調査や監査に備えよう

- ✓自治体の監査だけでなく、労基署の調査もやってくる？
- ✓実際に調査で指摘を受けたらどのように対応すればよい？

第7章 企業主導型保育事業の労務監査

- ✓監査前に確認しておくべきことは？
- ✓よくある指摘事項と注意点は？

令和7年4月

特定社会保険労務士 菊地加奈子



第1章 | 保育者を取りまく環境の変化

1 こども基本法とこども家庭庁	12
2 子ども・子育て支援制度と施設の種類	15
3 保育施策の新たな方向性（保育の質向上）	21
4 業務の違いと職員配置	23
5 広がる子育て支援と園の役割。処遇改善等加算や労務管理にも 注意する	26
6 育児休業制度の改正が保育に与える影響	31
7 保育士等のキャリアと保育の質	36
8 こども誰でも通園制度	39
9 継続的な経営情報の見える化	42

第2章 | 保育の現場における労務管理上の問題点と解決策

1 【労働時間管理】 仕事はいつからいつまで？ 着替えの時間は 労働時間？	50
2 【労働時間の把握】 施設に入った時間と勤務開始時間に差が あったら？	54
3 【賃金支払いの原則】 園児の給食を職員に給与天引きで提供する	58
4 【休憩①】 休憩時間の外出禁止は問題ないか？	62

5	【休憩②】 忙しくて休憩が取れていない！ 給料を支払って いれば大丈夫？	67
6	【労働時間と移動時間】 午後から急遽、系列園のヘルプに行く ことに。勤務時間は？	70
7	【残業】 持ち帰り仕事にはどんなリスクがある？	73
8	【サービス労働】 保育の仕事が楽しい、もっと学びたいから 給料はいりません！という職員への対応	78
9	【管理監督者】 園長は管理職だから残業代は支払わなくてよい、 は本当？	81
10	【妊娠婦への配慮】 赤ちゃんができました。つわりがひどくて 保育ができません。	85
11	【マタハラと両立支援】 時短勤務で育休復帰します。役職手当は どうなりますか？	90
12	【男性保育士の両立支援】 男性保育士も育休は取れますか？	94
13	【パワハラ】 正職員がパートからいじめを受けた。これって パワハラになる？	100
14	【カスハラ・モンスターペアレント】 保護者からの執拗な クレームでメンタル不調に。これって労災？	106
15	【休 職】 うつ病によりしばらく休みたい…休職はどのように 取り扱う？	112
16	【休業と給料①】 災害などによって休園したとき、職員の 給料はどうする？	117
17	【休業と給料②】 インフルエンザ・コロナで出勤停止にする場合、 給料の支払いは必要？	120
18	【休業と給料③】 給食従事者が検便で陽性反応が出たとき	124

第3章 処遇改善等加算の基本と実務

1 保育士等の給与のしくみ	130
① 公定価格とは？ 130	
② 保育士の給与はどうやって決める？ 公定価格と公務員給与との関係を理解しよう 133	
③ 人件費改定相当分（人勘分） 139	
④ 常勤保育士と常勤換算 143	
2 一本化前のしくみも知っておこう	147
① 一本化される前の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの全体像 147	
② 処遇改善等加算Ⅰの構成と配分方法 151	
③ 基礎分と経験年数の考え方 155	
④ 処遇改善等加算Ⅱの構成 160	
⑤ 対象となる役職 165	
⑥ 配分ルール 168	
⑦ 処遇改善等加算Ⅲ 171	
3 処遇改善等加算の一本化を押さえよう	173
① 一本化後の処遇改善等加算の構成 173	
② 「賃金改善」とはどういうこと？ 175	
③ 区分①「基礎分」とキャリアパス要件 179	
④ 区分①「基礎分」のキャリアパス要件とは？ 182	
⑤ 区分②「賃金改善分」 185	
⑥ 区分③「質の向上分」 187	
⑦ 辞令と労働条件の通知のしかた 191	
⑧ キャリアアップ研修の受講 194	
⑨ 処遇改善等加算の月額での配分方法 199	

4 実務編	201
① 月額・賞与に分けて配分する	201
② 旧加算Ⅰをすべて賞与で支払っていた場合の対応	203
③ 旧加算をすべて月額で支払っていた場合の対応	206
④ 加算額の算定から実績報告までの実務を押さえよう	209
⑤ 給与で支給するときのポイント	214
5 その他の処遇改善等加算ルール	218
① パートと処遇改善等加算～手当と時給の上乗せ、注意点は？	218

第4章 | 保育園・認定こども園のキャリアパスと賃金・評価制度

1 キャリアパスの基本	222
① 保育園・認定こども園のキャリアパスは何のためにつくるもの？	222
② 保育所保育指針から考えるキャリアパス	225
③ 保育士等の自己評価をキャリアパスにつなげる	229
④ 処遇改善等加算で求められるキャリアパス	234
⑤ キャリアパスとキャリアビジョンをすり合わせる	238
⑥ 職務・職責を設定する	241
⑦ 能力・任用の要件を設定する	248
2 処遇改善等加算・キャリアパスに紐付いた賃金制度	251
① 基本給のテーブル	251
② 処遇改善等加算と昇給ルール～定期昇給・評価による昇給・ベースアップ～	255
③ 時給者（パート）の賃金決定は同一労働同一賃金にも注意する	258
④ 処遇改善等加算と賞与の関係	262
⑤ よくある質問②基本給の昇給ピッチを小さくしたい。変更しても問題ない？	265

3 職員が伸びる評価制度の導入	267
① 職員評価の考え方 267	
② 評価の枠組みとステップ 270	
③ 職員評価（Ⅰ）給与反映を行わず、チームワークを強化したい 273	
④ 職員評価（Ⅱ）能力や職務職責を評価して保育の質を高めたい 278	
⑤ 職員評価（Ⅲ）保育姿勢を評価する 281	
⑥ 職員評価（Ⅳ）評価を給与（昇給・昇格）に反映する 284	
⑦ 職員評価（Ⅴ）評価を賞与に反映する 288	

第5章 | 働きやすい職場を実現するためのルールづくり

1 多様な働き方	294
① 保育園における多様な働き方 294	
② 育児や介護に配慮した時短勤務制度の注意点 298	
③ 変形労働時間制でメリハリのある勤務シフトを 302	
④ 同一労働同一賃金とパートの働き方 308	
⑤ 保育園でもできる「リモートワーク」 312	
2 正しい労務管理のポイント	318
① 労務管理上、必ず作成しておく書類 318	
② 労働条件通知書の内容と明示 324	
③ 有給休暇の管理と金額の計算 330	
④ 36 協定を作成するポイント 338	
3 納得感のある給与・賞与	344
① 賃金とは？ 344	
② 賃金規程をつくる 348	
③ 残業代の計算方法 354	

4	トラブルを未然に防ぐために	360
①	考えられるトラブルは具体的に服務規律に示そう	360
②	服務規律（Ⅰ）不適切保育	364
③	服務規律（Ⅱ）保護者との関係性	368
④	服務規律（Ⅲ）通勤時の身だしなみ	372
⑤	服務規律（Ⅳ）健康管理	374
5	働き方改革の実践	376
①	働き方改革をはじめようと思ったときに考えるべきこと	376
②	働き方改革を進めるにあたっての園長の責務	380
③	業務改善の実践（Ⅰ）保育補助者の活用	383
④	業務改善の実践（Ⅱ）ICTの活用	386

第6章 | 調査や監査に備えよう

1	労働基準監督署の調査	390
①	定期監督	390
②	職員からの申告による調査（監督）	397
③	労災事故が起きた後の原因究明のための災害調査	399
2	労務の監査項目	402
①	事業場に必ず備えておく労務関連の書類	402

第7章 | 企業主導型保育事業の労務管理と 労務監査への対応

1	企業主導型保育事業の労務管理	412
①	企業主導型保育事業の基本	412
②	企業が保育園をつくるときの労務面の手続き（労働保険・社会保険）	

③ 給与体系のポイント～設置している企業の給与との関係 418

④ 保育を委託しているときの注意点 420

2 企業主導型保育事業の労務監査422

① 専門的労務監査の全体像 422

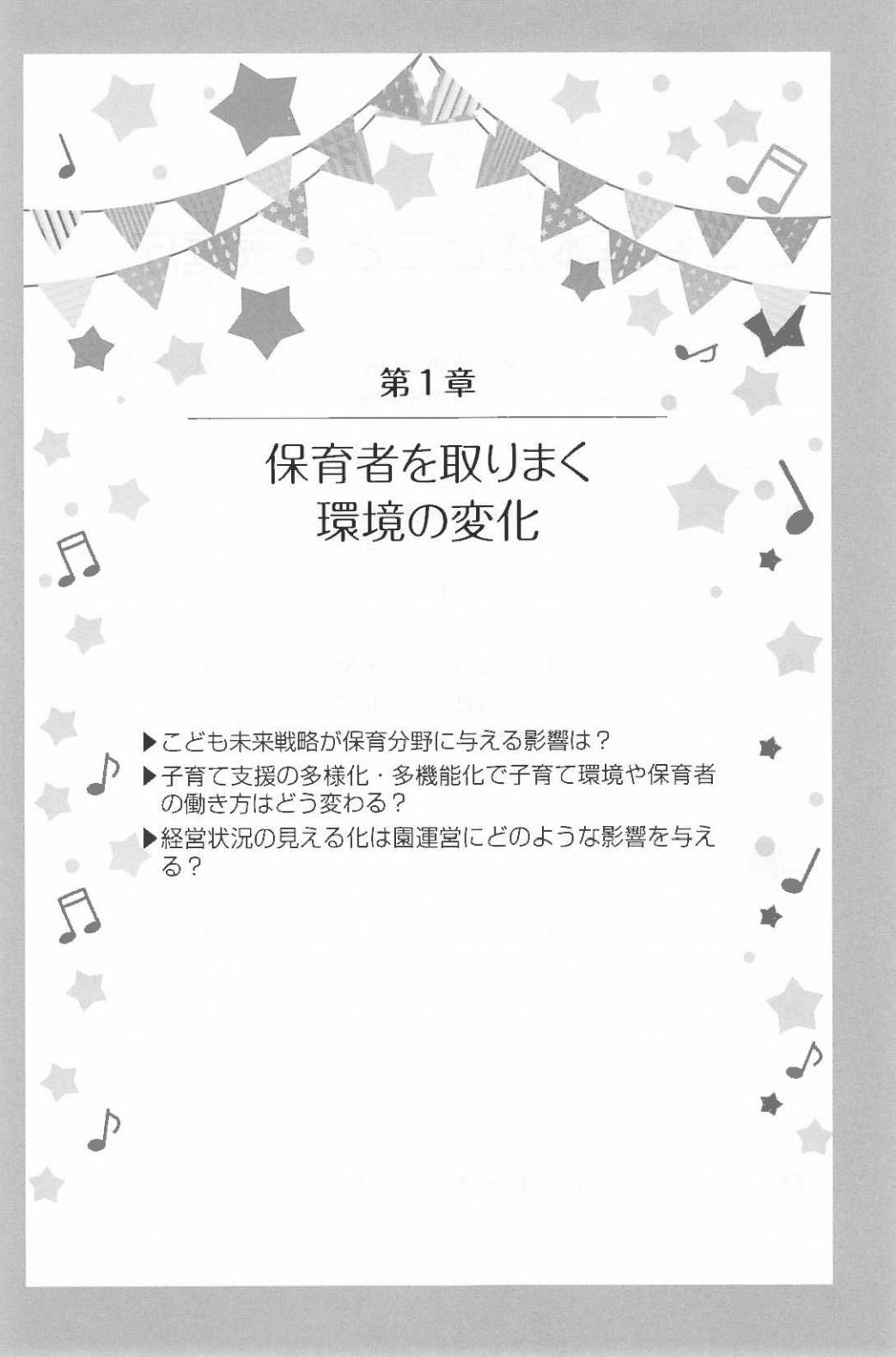
② 勤怠管理と給与計算 427

③ 変形労働時間制 432

④ 就業規則の整備 437

⑤ 処遇改善等加算 441

<参考> 企業主導型保育事業における専門的労務監査評価基準 448



第1章

保育者を取りまく 環境の変化

- ▶ こども未来戦略が保育分野に与える影響は？
- ▶ 子育て支援の多様化・多機能化で子育て環境や保育者の働き方はどう変わる？
- ▶ 経営状況の見える化は園運営にどのような影響を与える？



1 こども基本法とこども家庭庁

2022年に成立したこども基本法が2023年4月に施行され、同時に子ども政策の司令塔となるこども家庭庁が発足しました。

ポイント

- ① こども基本法は子どもの権利を明記した初めての法律
- ② 同法は子どもを18歳や20歳といった年齢で明確に区切らず「心身の発達の過程にある者」と定義し、大人になるまでの切れ目ない支援を目指す。
- ③ 認定こども園と保育所の管轄は厚生労働省からこども家庭庁へと移管されたが、幼稚園の管轄は文部科学省のまま変わらず、幼児教育・保育の一元化は図られていない。

解説

2022年は改正児童福祉法、こども基本法、こども家庭庁設置法と、子ども関連の3つの法案が成立し、子どもを取りまく社会のあり方を大きく変えるものと期待が高まりました。しかし、同年の出生数は79万9,728人と初の80万人割れとなり、2024年は72万人まで落ち込み、過去10年で3割が減少したことになります。少子化対策への本気の改革が迫られている状況です。

① 日本で初めて子どもの権利を明記した法律

1989年に国連総会で「子どもの権利条約」が採択され、日本も1994

年に批准しましたが、国内で新たな法律はつくられませんでした。子どもの権利を保障する法律は児童福祉法や児童虐待防止法、教育基本法、少年法などすでに数多く存在し、それらでカバーできるという認識であったからです。

しかし、子どもを権利の主体として位置付け、その権利を明記した法律の必要性を訴える声が高まったことで、2022年6月に子ども基本法が成立、2023年4月1日に施行されました。

図表1：子どもの権利と条約・法律

憲法		
障害者の権利	女性の権利	子どもの権利
障害者の権利	女子差別撤廃条約	子どもの権利条約
【障害者基本法】 - 障害者の基本的人権の尊重 - 国・地方公共団体・国民の責務 - 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進 - 障害者基本計画の策定 等 ・ 障害者総合支援法 ・ 障害者差別解消法 ・ 障害者雇用促進法 など	【男女共同参画社会基本法】 - 男女の人権の尊重 - 男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進 - 国・地方公共団体・国民の責務 - 男女共同基本計画の策定 等 ・ 男女雇用機会均等法 ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 など	新 【子ども基本法】 - 子どもの権利の尊重 - 国・地方公共団体の責務 - 市民社会との協同 - 子ども権利基本計画の策定 等 ・ 子ども・若者育成支援推進法 ・ 児童福祉法 ・ 成育基本法 ・ 児童虐待基本法 ・ 教育基本法 ・ 少年法 など

出典：日本財団

② 子ども家庭庁

子ども家庭庁設置法の成立によって2023年4月より新たに設置された子ども家庭庁は、「子どもまんなか社会」の実現のため、すべての子どもが福祉や地域から切り離されることなく育つことができるよう、各省庁を越えて子ども施策に関する司令塔としての役割を果たし、子どもの権利が守られるよう力強く動いていくことになります。

また、子ども基本法に基づき、子どもを18歳や20歳といった年齢で明確に区切らず「心身の発達の過程にある者」とし、大人になるまでの切れ目ない支援を目指していきます。

③ 保育所・認定こども園・幼稚園はどうなる？

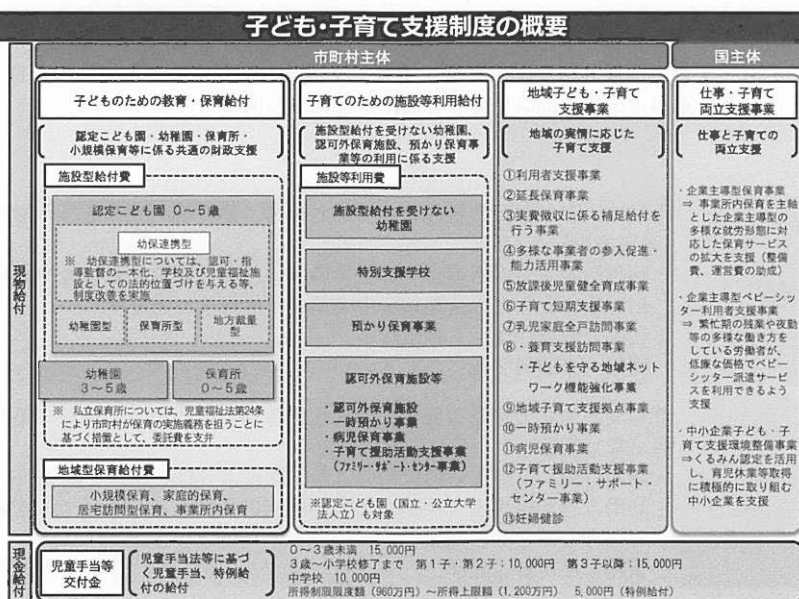
子ども・子育て支援制度（15頁参照）が内閣府管轄からこども家庭庁へと移行しました。それにより、保育所・認定こども園もそれぞれ厚生労働省の子ども家庭局・内閣府からこども家庭庁管轄になりました。幼稚園については文部科学省管轄として残り、強く望まれた幼児教育・保育の一元化は実現しませんでした。

2

子ども・子育て支援制度と
施設の種類の種類

2015年に子ども・子育て支援新制度が発足し、多くの園が施設型給付にまとめられるなど、子ども政策は大きく変わりました。そして2023年、こども家庭庁発足によってこれらの所管が内閣府から移行され、より強力な統率力のもとで子ども・子育て支援制度が機能していくこととなります。

図表 1：子ども・子育て支援制度と施設の種類の種類



出典：こども家庭庁 子ども・子育て支援制度の概要について

※著者注：図中の児童手当等交付金については、2024年10月から「高校生年代まで対象、所得制限なし、第3子以降30,000円」に変更。

ポイント

- ① 子ども・子育て関連3法のもと、幼稚園・保育所・認定こども園が施設型給付としてまとまっている。
- ② 地域型保育給付（小規模保育等）は市町村が認可する。
- ③ 認可と認可外は何が違うのか？ 位置付け、要件を押さえる。

解説

① 施設型給付の種類と特徴

子ども・子育て関連3法（※）のもと、認定こども園、幼稚園、保育所が施設型給付として共通の給付を受けながら運営しています。親の就労の状況や子どもの年齢、目的に応じて施設を選ぶことができます。各施設は都道府県が認可していますが、国の管轄省庁は施設ごとに異なります。

※子ども・子育て関連3法…①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備等に関する法律

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う学校（教育施設） ・ 利用時間：昼過ぎ頃までの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施 ・ 利用できる保護者：制限なし ・ 管轄：文部科学省
保育所 (0歳～5歳)	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設（福祉施設） ・ 利用時間：夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施 ・ 利用できる保護者：共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者 ・ 管轄：こども家庭庁

認定こども園 (0歳～5歳)	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設 ・ 幼保連携型：教育施設かつ福祉施設（幼稚園と保育所の特徴をあわせ持つ施設） ・ 幼稚園型：教育施設（幼稚園に保育所の機能を加えた施設） ・ 保育所型：福祉施設（保育所に幼稚園の機能を加えた施設） ・ 地方裁量型：施設の分類なし（幼稚園・保育所の認可を受けてはいないが、認定こども園の機能を果たしている地域の教育・保育施設） ・ 管轄：こども家庭庁	
認定こども園 (0歳～5歳)	0歳～2歳	・ 利用時間：夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施 ・ 利用できる保護者：共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者
	3歳～5歳	保護者の就労状況に関わりなく教育・保育を一緒に受ける。保護者の就労状況が変わっても、通いながれた園を継続して利用できる。 ・ 利用時間：昼過ぎ頃までの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。園により延長保育も実施 ・ 利用できる保護者：制限なし

図表2：施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

子どもの年齢	保育を必要とする事由	利用できる施設	利用のための認定 (認定区分)
3歳～5歳	該当しない	幼稚園 認定こども園	1号認定 (教育標準時間認定)
	該当する	保育所 認定こども園	2号認定 (保育認定)
0歳～2歳	該当する	保育所 認定こども園 地域型保育	3号認定 (保育認定)

⇒子ども・子育て支援新制度の施設型給付に移行せず、私学助成を受けている幼稚園もあります。その場合、保護者は利用にあたっての認定を受ける必要はありません。

② 地域型保育事業は市区町村が認可する

特に待機児童の多い0歳～2歳児の保育については、保育所に適した広い土地がないこともあり、小規模の保育を駅の近くのビルの空き室などを利用してつくることで受け皿を増やしています。

施設型給付の定員が20人以上なのに対して、小規模保育事業の定員は6～19人、家庭的保育事業は1～5人と少なく、園庭も不要（近隣の公園等の要件あり）なことから、土地の少ない都市部でもつくりやすいのが特徴です。そして、「施設型給付」に対して、「地域型保育給付」は、待機児童解消を目的として、各市町村が計画を立てて整備していくことができます。このため、給付についても独自の予算を立てて手厚くするなど、市町村ごとに異なる基準を設けることが可能です。

③ 認可（認定）と認可外の違い

「認可保育園」「認可外（無認可保育園）」といった区分がありますが、子ども・子育て支援制度の枠組の中にあるものはすべて「認可」というわけではなく、また、給付が行われるものとそうでないもので区別するのでもありません。図表1で見ると、認可・認定を受けているのは「子どものための教育・保育給付」、それ以外は地方交付金や国の助成決定を受けて運営している施設と、助成金・補助金をまったく受けていない施設がありますが、いずれにしても自治体に設置届書を提出し、定期的な立入調査を受けます。

本書では、保育園全般における労務管理のポイントを解説していますが、処遇改善等加算については、施設型給付、地域型保育給付の保育園部分の取扱いについて触れています。

④ 幼稚園の位置付けと認定こども園

既存の幼稚園から施設型給付の認定こども園に移行するケースも増

えています（幼保連携型・幼稚園型）。また、幼稚園のまま、施設型給付に移行することもできます。

一方で新制度の施設型給付に移行せず、幼稚園のまま残っている園もあり、この場合、私学助成の給付を受けることになります。

図表 3：私立幼稚園の選択肢

新制度を選択する場合				従前どおりとする場合	
		 認定こども園になって「施設型給付」を受ける (幼保連携型) (幼稚園型)	 幼稚園のまま「施設型給付」を受ける	 幼稚園のまま「施設型給付」を受けない	
位置付け・役割		●学校教育と保育を提供する施設 ●市町村計画で把握された「教育・保育二一ス」に対応 (幼保連携型) (幼稚園型) ●学校と児童福祉施設の位置付け ●学校 ●保育機能を認定	●学校教育を提供する施設 ●市町村計画で把握された「教育二一ス」に対応	●学校教育を提供する施設	
施設等の認可認定・指導監督等	認可認定	(幼保連携型) ●都道府県・指定都市・中核市 (幼稚園型) ●都道府県	●都道府県	●都道府県	
財政措置		●1号認定子ども 「教育標準時間」に対応する「施設型給付」及び「一時預かり事業(幼稚園型)」 ●2号・3号認定子ども 「保育時間」に対応する「施設型給付」 ●私学助成(特別補助等)	●「教育標準時間」に対応する「施設型給付」及び「一時預かり事業(幼稚園型)」 ●私学助成(特別補助等)	●私学助成(一般補助・特別補助) ●幼稚園就園奨励費	
取扱い	選考・保育料等の徴収	●応募義務 ※「正・正規の職」がある場合は除く ●定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ※抽選、①先進順、②建学の精神等、設置者の理念に基づく選考など公正な方法で選考(事前明示することが必要) ●利用者負担は市町村が所得状況に応じて定める(応能負担) ※上乗せ徴収可 ※上乗せ徴収を行う場合は、徴収理由、内容について説明の上、保護者の書面での同意が必要			●選考は特に制約なし ●利用者負担は設置者が設定

図表 4：認定こども園の4類型

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、賛助協会のため、各都道府県の 条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、賛助協会のため、各都道府県の 条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

出典：子ども・子育て支援新制度ハンドブック 施設・事業者向け(平成27年7月改訂版) 内閣府・文部科学省・厚生労働省

＜プロフィール＞

菊地 加奈子

1977年生まれ。早稲田大学商学部卒

社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表

自身も保育園の経営を行っている経験を活かし、社会保険労務士として全国の保育園の労務管理・給与計算・処遇改善等加算・キャリアパス・人事制度構築の支援を行い、セミナーも多数登壇している。厚生労働省保育の現場・職場の魅力向上検討会委員、厚生労働省保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン編集会議委員、こども家庭庁こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた事業実施の在り方に関する検討会委員などを歴任。

プライベートでは6児の母。

著書に『人口減少時代における 保育の多機能化～子育て支援・保育の職場環境改革～』（日本法令）ほかがある。